

## 高知市告示第50号

高知市地域リハビリテーション活動支援事業実施要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

高知市長 桑 名 龍 吾

### 高知市地域リハビリテーション活動支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱（平成28年告示第120号。以下「総合事業実施要綱」という。）第4条第2号オに規定する地域リハビリテーション活動支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 事業は、理学療法士又は作業療法士の資格を持つ職員（以下「リハビリテーション専門職員」という。）が、事業の対象となる者（以下「対象者」という。）の心身機能や生活状況を評価し、その専門的知見に基づく助言等を行うことにより、対象者の自立を支援し、介護予防を推進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において使用する用語は、総合事業実施要綱において使用する用語の例による。

(実施主体)

第4条 事業の実施主体は、高知市（以下「市」という。）とする。ただし、市長は、事業の実施に当たり必要な業務については、次の各号のいずれにも該当する事業者に委託して行うことができる。

- (1) 総合事業実施要綱第4条第1号ア(エ)に規定する訪問型サービスC（次号において「訪問型サービスC」という。）を受託し、1事例以上の実績を有すること。
- (2) 市が実施する地域リハビリテーション活動支援事業研修を修了している者を1人以上配置していること。

(対象者)

第5条 対象者は、本市に居住し、本市住民基本台帳に記録されている者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 65歳以上の者であって、基本チェックリストの実施によって事業の対象の候補者となった者
- (2) 総合事業実施要綱第5条第1号又は第2号に該当する者

(事業の内容)

第6条 リハビリテーション専門職員は、対象者の介護予防ケアマネジメントを担当する地域包括支援センター職員（以下「センター職員」という。）又は介護支援専門員と対象者の自宅へ訪問し、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) ICF（世界保健機関が平成13年に採択した生活機能モデルで、健康状態、心身機能、身体構造、活動、参加、環境因子及び個人因子の観点から健康状態を記述する国際生活機能分類をいう。）の視点での対象者の自立的な生活の維持に係る課題とその要因の分析
- (2) 能力評価、生活予後の見通し、自立への改善可能性等の専門的知見に基づいた対象者及びその家族、センター職員並びに介護支援専門員への解決策等の助言
- (3) 対象者の有する能力を最大限に引き出すケアプランの目標設定の支援
- (4) その他市長が必要と認める支援

(利用の申請)

第7条 対象者は、事業を利用しようとするときは、高知市地域リハビリテーション活動支援事業申請書兼同意書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(利用の決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに利用の可否を決定し、適当と認めるときは高知市地域リハビリテーション活動支援事業利用決定通知書（様式第2号）により、適当でないと認めるときは所定の高知

市地域リハビリテーション活動支援事業利用却下通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

(利用料及び回数)

第9条 事業の利用料は無料とし、利用回数は当該年度において1回とする。

(実施報告)

第10条 リハビリテーション専門職員は、対象者の自宅訪問を実施した後、所定の実施報告書を作成し、市長及び第6条の規定により対象者の自宅を訪問したセンター職員又は介護支援専門員（次項において同じ。）に提出しなければならない。

2 前項の提出を受けたセンター職員又は介護支援専門員は、所定の事後報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。